

消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針 (中間整理の具体化)

平成 24 年 10 月 26 日
消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部決定

転嫁対策・価格表示については、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部において平成 24 年 5 月 31 日に「転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況」として中間整理をまとめたところである。

その後、この検討本部において、

- ① 消費税は転嫁を通じて最終的に消費者に負担いただくことが予定されている税であるが、その税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つであり、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが極めて重要な課題である
- ② 今般の税率引上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施することとされていることも踏まえ、過去に実施した転嫁対策等に加えて更なる対応策を講ずることが不可欠である

との認識の下、この中間整理において示された対応の方向性に沿って、必要とされる対策の更なる具体化について検討を進めてきた。

今般、社会保障・税一体改革関連法の成立を受け、この検討本部を、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部に改組し、転嫁対策・価格表示に関する対策を推進していく体制を整備したところである。

今後は、この対策推進本部において、この関連法に盛り込まれた規定に基づき、下記に掲げる基本的な方針にしたがって対策の具体化を更に進め、必要な措置を講じていく。

I. 転嫁拒否等に関する相談及び調査等

1. 転嫁拒否等に関する相談体制の整備

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、転嫁拒否等に関する相談窓口については全国各地からの相談に対応できるよう、万全の体制を構築しなければならない。このことを踏まえ、下記のように相談窓口体制を整備する。

【電話相談】

- ・ 全国各地からの転嫁拒否等に関する電話相談、メール相談に対応する政府共通の相談窓口として、消費税価格転嫁等総合相談センター（仮称）を内閣府に設置することとし、そのための内閣府設置法の改正を行う。
- ・ 総合相談センターにおいては、転嫁に関する相談に加え、価格表示、便乗値上げに関する相談についてもスムーズに対応できるよう、財務省（国税庁）及び消費者庁とも連携して必要な体制整備を行う。
- ・ 公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）において、転嫁拒否等についての関係法令等に関する専門的な相談に応じるため、専用電話番号を設ける。また、公正取引委員会では、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）に関する相談にも対応する。

【対面相談】

- ・ 転嫁拒否等をされた事業者の対面相談に応じるため、各業界の所管省庁に相談窓口を設ける。また、各業界の所管省庁は、業界の事情に応じて、その地方部局にも相談窓口を設けるとともに、業界団体にも相談窓口を設けるよう要請する。
- ・ 公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）において、転嫁拒否等についての関係法令等に関する専門的な相談に応じるため、相談窓口を本省等だけでなく、地方部局にも設ける。また、公正取引委員会では、転嫁カルテル、表示カルテルに関する相談の対面相談にも対応するとともに、転嫁拒否等に関して地方の中小事業者にも対面相談の機会を設けるため、地方の中小事業者向けに移動相談会を実施する。

- ・ 各税務署にも改正消費税法に関する相談窓口を設け、転嫁に関する相談についても適切かつ丁寧に対応する。また、都道府県の税務関係部署においても改正地方税法に関する相談窓口を設け、転嫁に関する相談についても適切かつ丁寧に対応するよう、都道府県に対して要請する。
 - ・ 都道府県・市町村のその他の関係部署においても、転嫁に関する相談窓口を設けるよう都道府県・市町村に対して要請する。
- 転嫁拒否等をされた事業者からの相談内容に応じて転嫁対策調査官（仮称）の調査につなげられるよう、相談窓口と転嫁対策調査官との連携を確保する（「2. 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備」参照）。

2. 転嫁拒否等に関する調査等の枠組みの整備

(1) 独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為を取り締まるとともに被害者の救済を図るため、独占禁止法・下請法の特例となる立法措置を講ずる。その立法措置には、下記に掲げる事項を含む。
- ・ 公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）は、転嫁拒否事案等について、書面調査等による情報収集や転嫁拒否等に対する調査を実施し、転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行う。
 - ・ 各業界の所管省庁においては、転嫁拒否事案等について、所管事業者を対象に、書面調査等による情報収集や調査を実施し、必要な指導を行う。
 - ・ 経済産業省（中小企業庁）及び各業界の所管省庁は、指導に従わない場合には、公正取引委員会に対して、措置請求を行う。
 - ・ 公正取引委員会は、違法行為があると認める場合には、転嫁を拒否した税額分等を被害者に支払うことその他必要な措置を採るよう勧告・公表する。
 - ・ 公正取引委員会の勧告に従った場合には、独占禁止法及び下請法に基づく措置は採らない。

- 事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける立法措置を講ずる。なお、適用除外制度利用時の事業者等の事務手続負担に配慮する。

(2) 転嫁拒否等に関する調査等のための体制整備

- 転嫁拒否等の行為の取締り・監視強化のため、公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）において、所要の体制整備を行う。また、各業界の所管省庁に、転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官を置く。
- 転嫁拒否等をされた事業者からの相談は、場合によっては転嫁対策調査官の調査等の端緒となり、効果的な取り締まりに資するものである。このような考え方も踏まえ、下記のように相談窓口と各省庁等における転嫁対策に関する部署との連携体制を構築する。
 - ・ 総合相談センターについては、各業界の所管省庁に総合相談センターの分室を設置するとともに、その相談内容について、転嫁対策調査官による調査等への適切な活用を図る。
 - ・ 総合相談センターを含め、各省庁等に設ける相談窓口に寄せられた相談内容が、転嫁拒否等を行っていると思われる事業者の所管省庁に連絡され、必要に応じて調査・指導が可能となるよう政府全体として体制を整備するとともに、その司令塔機能を担う消費税価格転嫁等対策推進室（仮称）を内閣官房に設置する。
 - ・ 都道府県・市町村に設ける相談窓口に寄せられた相談内容が、転嫁拒否等を行っていると思われる事業者の所管省庁に連絡されるよう、都道府県・市町村に対して、関係省庁と都道府県・市町村との連携体制構築についての協力を要請する。

(3) 事業者に対する転嫁状況に関する調査の実施

- 事業者間では税率引上げ時より早い時期から新税率下での取引価格の交渉が始まるといった現実を踏まえ、下記の実施を実施する。

- ・ 転嫁拒否等を厳しく監視する姿勢を示すため、公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）は、平成 25 年 10 月頃を目途に事業者に対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう要請文書を発出するなど、早期に取組を実施する。
- ・ 公正取引委員会及び経済産業省（中小企業庁）は、違法行為を効果的に摘発するために、特別調査を平成 25 年度から実施する。平成 26 年度以降は、各業界の所管省庁とともに、平成元年の導入時及び 9 年の引上げ時を大幅に上回る規模の書面調査を実施する。加えて、公正取引委員会において、大規模小売店等への納入取引に係る大規模な書面調査を実施する。また、違法行為の未然防止を図るため、その旨を事前に公表する。

3. 転嫁拒否等に関する相談及び調査等の運営の開始時期と終了時期

- 新税率を前提とした事業者間の価格交渉は税率引上げ前より早い時期から始まるといった現実を踏まえると、税率引上げの半年前（平成 25 年 10 月 1 日）には、相談窓口や転嫁対策調査官による調査等の行政運営を開始する必要がある。これらの行政運営には、消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保するためにも、半年程度の十分な準備期間をとって万全を期す必要があり、来年 4 月には所要の準備を開始できるよう法制度を整えておく必要がある。そのため、所要の措置を講じるための関連法案を来年の通常国会に提出し、早期成立に全力を挙げる。
- 二段階目の消費税率の引上げ後も、転嫁に係る状況を十分に注視しなければならないことから、転嫁拒否等に関する相談体制、独占禁止法・下請法の特例に係る立法措置などの転嫁拒否等の調査等の枠組みは、平成 29 年 3 月末まで継続する。

4. 便乗値上げ等への対応

- 公正取引委員会は、競争制限的行為による便乗値上げを防止するため、独占禁止法を厳正に運用する。
- 消費者庁において、便乗値上げ防止のため、生活関連物資等の価格動向の調査、監視を行うとともに便乗値上げに関する電話相談窓口を設け、必要に応じて各業界の所管省庁に連絡する体制を整備する。各業界の所管省庁は、それぞれの監督権限に基づき、必要に応じて調査・指導を行う。

- 消費税引上げ分の還元や値引き、それらを連想させる表示については、経済産業省（中小企業庁）及び各業界の所管省庁は、消費税の円滑かつ適正な転嫁に悪影響が及ばないよう適切な対応を要請する。

Ⅱ. 広報

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保していくためには、転嫁拒否等に関する相談体制や調査等の枠組みの整備といった転嫁拒否等に係る事案が発生した場合の対応だけでなく、このような事案が発生しないよう、事業者や消費者に、転嫁等に関する理解を深めていただかなければならない。そのため、下記のように政府一丸となって転嫁等に関する積極的かつ効果的な広報活動や説明会の開催等を行っていく。
 - ・ 政府広報の一環として、消費税は転嫁を通じて最終的に消費者に負担を求める税であることや、転嫁、価格表示及び便乗値上げに関する問題について分かりやすく記述した一般向けのパンフレット等を公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）、財務省（国税庁）及び消費者庁が連携して作成し、各府省庁の地方部局等あらゆるチャネル、それぞれが主催する会議などのあらゆる機会を通じて配布・周知する。さらに、パンフレット等の配布だけでなく、効果的な広報が可能となるよう各種メディア（テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、インターネット等）を活用する。
 - ・ 消費税の転嫁等に関して講ずる立法措置や支援措置を分かりやすく説明した事業者向けのパンフレット等を公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）及び財務省（国税庁）のそれぞれにおいて作成・配布するとともに、各業界の所管省庁や業界団体を通じて配布・周知する。
 - ・ 公正取引委員会において、消費税の転嫁等に関して講ずる新たな立法措置についてのガイドラインを作成し、周知する。また、公正取引委員会は、事業者又は事業者団体が、消費税の転嫁等のためにどのような行為を独占禁止法・下請法に違反することなく行えるか等について、ガイドラインにおいて明確化する。各業界の所管省庁は、平成 25 年 10 月頃を目途に、それぞれの業界に対し、新たな立法措置及びこれらのガイドラインを遵守するよう指導通知を発出する。

- ・ 公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）及び財務省（国税庁）において説明会を開催するだけでなく、各業界の所管省庁において、それぞれの業界向けに、必要に応じて、転嫁等に関する説明会を開催する。講師については、それぞれの専門性を有する公正取引委員会、経済産業省（中小企業庁）及び財務省（国税庁）の職員が務める。
- ・ 政府一体となって、転嫁等に関する広報活動、説明会の開催等を推進していくため、内閣官房に設置する消費税価格転嫁等対策推進室にその司令塔機能を持たせる。
- ・ 都道府県・市町村に対して、地域住民の理解を得るためにも、パンフレット等の配布・周知や説明会の開催等に関して協力を要請する。

Ⅲ. 公共料金

- 公共料金については、今回の税率引上げが段階的に実施されることを踏まえ、公共料金において消費税転嫁をどのように行うかについて、事業者におけるシステム改修等の負担や転嫁に伴う消費者への影響を考慮し、政府において、消費者庁を中心に、各公共料金に共通する基本的な考え方を来年4月までに整理し、公表する。
- 消費税引上げ相当額の価格転嫁のための改定を行う場合には、通常必要となる申請書類・審査基準について、適切な情報を広く一般に提供するよう努めつつ、その運用をできる限り簡素化するなど、事業者の負担軽減を図る。

Ⅳ. 価格表示に関する事項

- 表示カルテルについて、消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける立法措置を講ずる。（再掲）
- 各業界の所管省庁を通じ、各業界からの総額表示の弾力的運用に関する要望を把握し、その要望に応じ必要な弾力的運用のあり方について検討を行い、事業者の準備に係る期間も考慮し、適切な段階で事例集等を公表する。

V. 税制上・予算上の措置等

- 消費税の円滑かつ適正な転嫁等を確保するため、転嫁対策調査官による調査等や相談窓口の円滑な運営、広報活動に支障が生ずることのないよう、既存の歳出予算・定員全体を厳しく見直しつつ、所要の予算・定員を確保する。
- 平成 25 年度予算政府案の閣議決定以後、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策に係る実務的な作業を推進していくため、来年 1 月を目途に、消費税価格転嫁等対策推進室の前身となる準備室を内閣官房に設置する。
- 政府、独立行政法人、公益法人等が行う物品・サービスの調達に関し、既存の歳出予算を厳しく見直しつつ、税率引き上げ後の消費税相当額を適切に予算に反映する。また、地方公共団体が行う物品・サービスの調達に関して、同様の対応を要請する。
- 外税方式の端数処理の特例の措置、延滞税の利率を含めた負担の見直しの税制措置について、平成 25 年度税制改正の過程で結論を得る。
- その他、消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。